

岐阜県における一時保護のあり方について

1. 一時保護の現状と課題

児童福祉法改正と一時保護改革

- 【背景】全国的に児童虐待対応件数の急増に伴い一時保護の件数も増加。一時保護所の定員超過や狭隘化、閉鎖的環境でのこどもの権利の保障について課題があり、一時保護の改革が求められている。
- 家庭で暮らせないこどもに対する県の義務
児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じなければならない（第三条の二）
 - 一時保護施設の基準条例の義務化（R6施行）
都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない（第十二条の四）

県における一時保護の現状と課題

- 児童虐待相談対応件数の急増に伴い、一時保護件数は増加を続ける
- 1日の保護中人数の最大値【H26: 28人 → R4: 51人 182%増】
- 一時保護所の受入可能人数【25人】他は委託により対応
- 小規模化による児童養護施設定員の大幅な減少 → 委託先の確保も困難
- 長期間保護を要するケースが増加、一人あたり平均保護日数の増加【H26: 16.4日 → R4: 24.3日】
- 常設の一時保護所が県に一か所しかなく、遠方への保護はこどもに負担

一時保護所	定員	受入可能人数
中央【岐阜】	30	22
飛騨【高山】 (非常設)	6	3

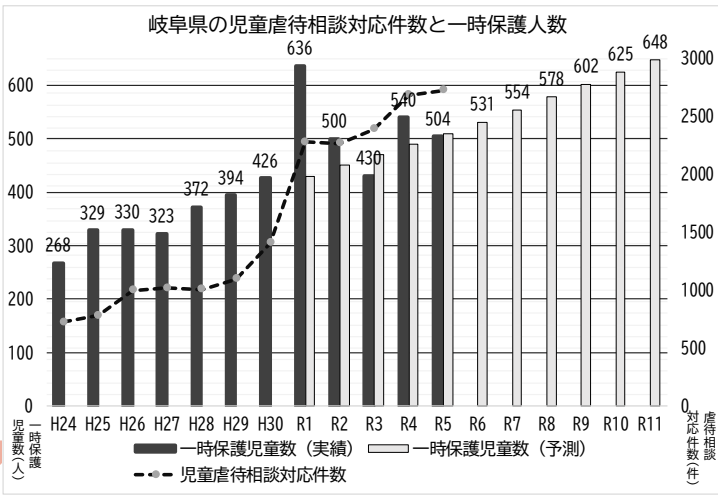
2. 岐阜県の一時保護所の今後の方向性

- 必要な一時保護の受入枠を確保するため、早急に定員増を要する
 - リスク管理（感染症流行時の隔離や災害時の避難、非行や虐待など保護理由の異なるこどもを分ける）の観点からも複数の常設の保護所が必要
- ↓
- 各圏域からアクセスのよい中濃地域で一時保護所を新設
 - 新設の一時保護所の定員は標準的な都道府県の水準に合わせ28名程度確保することが望ましい
 - 原則個室とし、安全かつ外が見え明るく家庭的な環境でおおむね6名程度のユニットを整備

○標準的な都道府県（中央値：47都道府県中24位）の水準で相談対応を行った場合(R4年度基準)

	児童虐待 対応件数 a	保護率 b	年間 保護数 a×b	平均保護 日数 c	一日平均 保護数 (a×b)c/365	保護数 最大値	一時保護所 定員
岐阜県 実績	8.31件/千人* 2,684件	20.16%	541人	24.3日	36人	51人 (平均の142%)	0.11人/千人* 36人(実質25)
各項目 中央値	8.53件/千人* 2,755件**	25.08%	691人	25.9日	49人	70人(推計) (49人×1.42)	0.16人/千人* 52人**

* 0～19歳人口千人あたりの数値
** 0～19歳人口千人あたりの数値×岐阜県0～19歳人口(千人)



○適切な一時保護を実施するための受入数

一時保護所	受入数
中央（岐阜市）	22
飛騨（高山市）	3
【新】中濃	28

岐阜県における一時保護のあり方について

一時保護所の設備

■明るく安心して過ごせる家庭的な空間

- 家庭のように温かくくつろげる空間
- 庭など閉鎖性を和らげる空間
- 県産木材を利用した木のぬくもりを感じられる空間
- 体育館と運動場の設置...屋内・屋外両方で体を動かせる空間

■小規模グループケアと個別ケア

- おおむね6～7人程度ごとのユニットでの生活
- 小学生以上は原則個室・きょうだいなど複数で寝られる部屋も必要
- 誰もが安心して過ごせるよう、少人数で分かれて活動できる空間や一人で過ごせる空間

■安全な空間

- スタッフの目が行き届きやすい構造
- 自傷行為や器物破損のリスクを考慮に入れた設備：1階に配置
- 個別対応が可能な部屋を整備

■援助しやすく働きやすい空間

- スタッフの動線を考慮した構造
- こどもの安全管理がしやすいスタッフルーム
- スタッフエリアに洗面所やシャワールームを配置

■既存の一時保護所の環境改善

- 中央：今後、より温かみがある空間となるよう木質化等の工夫。将来小規模グループでの生活や男女比が変更できるような改修を検討
- 飛騨：一時保護部門を他の相談エリアから区切るよう改修

4. 委託一時保護について

- 乳児院や児童養護施設等に一時保護専用ユニットの設置促進
- こどもの状態に応じた一時保護先の選定

3. 一時保護の質の向上にむけて

安全確保の機能

- 緊急の一時保護に必ず対応できるよう職員配置を含めた体制整備
- こどもの自傷・他害、器物破損などのリスクを踏まえた安全管理体制の充実と安全計画の策定
- 精神科医師や精神科医療機関との連携の充実

アセスメントの機能

- 調査・アセスメントを計画的かつ迅速に実施
- 観察会議を定期的に実施
 - 保護所内の援助方針の確認及び行動診断を行い判定会議に提出

支援方針検討・短期入所指導の機能

- アセスメントとこどもの意向を踏まえ当面の支援方針や援助方針を決定
- こどもの生活上の課題の改善について、こどもと保護者が中心となって考えることを援助

代替養育の場の機能

- こどもの権利擁護
 - 合理的な理由なく行動の制限や所持品の持ち込みの制限などしない
 - 権利ノート、アドボケイト、退所時アンケートの活用
- 教育を受ける権利の保障
 - 通学が可能な場合は通学できるよう送迎等の体制整備
 - 施設内での学習内容の充実 ICT機器の活用等

職員の資質向上

- 管理者及び指導教育担当職員の育成
- 一時保護に特化した研修を実施し職員の専門性の向上を図る

第三者評価

- 第三者評価の定期的な受審